

平成29年3月22日

〒444-0875 愛知県岡崎市竜美西二丁目1番地12 やすらぎビル  
弁護士法人リブレ岡崎主事務所  
宗教法人薬師寺代理人弁護士 荒川和美 先生

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山三丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤厚美

TEL: 052-734-8107

FAX: 052-734-8108

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体の平成28年11月24日付けの「お問合せ」に対し、ご回答いただき、ありがとうございました。

さて、貴院からいただきました平成28年12月28日付けの「回答書」及び同

書添付の「永代納骨のご案内」を踏まえて、別紙のとおり申入れをいたします。

つきましては、ご検討の上、貴院の見解や対応につき、平成29年4月22日までに上記連絡先宛てに書面でご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、本申入れに対する貴院のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させていただくことがありますことを申し添えます。

敬具

(別紙)

## 申入れ事項

### 1 「永代納骨のご案内」の条項

●キャンセルの際、ご返金はできません。

### 2 申入れの趣旨

上記1記載の条項を消費者契約法9条1号に適合するように改めてください。

### 3 申入れの理由

#### (1) 本件契約には消費者契約法が適用されること

貴院は、平成28年12月28日付けの「回答書」（以下「回答書」といいます。）において、永代納骨における契約（以下「本件契約」といいます。）は贈与であり、履行後は返還義務がないから、消費者契約法の適用がないと主張されています。

しかし、返還義務の有無と消費者契約法の適用の有無は別次元の問題であり、仮に本件契約が貴院のご主張どおり贈与であったとしても、消費者契約法2条3項の「消費者契約」に当たる限り、消費者契約法が適用されます。

貴院は宗教法人ですので、消費者契約法2条2項の「事業者」に当たり、事業者である貴院と消費者との間で締結される本件契約は消費者契約に当たりますので、本件契約には消費者契約法が適用されます。

#### (2) 本件契約が永代供養契約及び納骨堂使用契約の混合契約であること

貴院は、前述のとおり、回答書において、本件契約が贈与であると主張されています。

しかし、以下のことからすれば、本件契約は、準委任契約の性質を有する永代供養契約と賃貸借契約ないし準委任契約の性質を有する納骨堂使用契約の混合契約であると解されます。

①本件契約の目的は、（両者は密接に結び付いているが、）納骨堂の使用と永代供養の二つであること。

②永代供養契約については、永代供養という事実行為を委託するものであるから、準委任契約と解されること。

③納骨する場所によって金額が大きく異なっている（1万円～159万円）が、これは、場所に着目して金額が設定されているからにほかならず、そうであるとすれば、本件契約において支払われる金銭は、主に納骨場所を提供することの対価であると解さざるを得ないこと。

④「永代納骨のご案内」によれば、「頭金1万円で場所確保可能」とされており、瑠璃光殿のご案内においても、「前金1万円で場所を確保でき、仮申込ができます。」とされているが、頭金ないし前金が場所を確保することの対価であるとするれば、やはり、本件契約において支払われる金銭は、納骨場所を提供することの対価であると解さざるを得ないこと。

⑤瑠璃光殿のご案内によれば、本件契約において支払われる金銭は管理料等を全て含むこととされているが、管理料とは、貴院が納骨堂を管理することの対価にほかならないこと。

### （3）上記1記載の条項が消費者契約法9条1号に抵触すること

本件契約を利用者の方から解除した場合に支払済みの代金を一切返金しない旨の「永代納骨のご案内」の条項（以下「本件条項」といいます。）は、納骨堂をまだ使用していない段階であっても、支払済みの代金を返金しない点で、平均的な損害の額を超える部分は、消費者契約法9条1号に抵触し、無効です。

以下、詳述します。

まず、本件条項は、本件契約を解除した場合に支払済みの代金を返金しないというものであり、支払済みの代金を返金しないことは実質的に損害賠償額の予定又は違約金に当たりますので、消費者契約法9条1号の「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に当たります。

本件契約は生前契約も可能とされていますが、生前契約の場合は、納骨堂をまだ使用していない段階であれば、契約を解除されたとしても、貴院は、その場所を再募集することによって新たに契約を締結することが可能なはずで

もちろん、再募集をするかしないかは貴院の自由ですが、貴院自身の判断で再募集をしなかった場合にその場所が空いたままになってしまったとしても、それは、もはや契約の解除に伴う損害ではありません。

また、納骨堂をまだ使用していない段階であれば、貴院は永代供養を一度も行っていないわけですから、納骨堂使用契約の側面のみならず、永代供養契約の側面からしても、貴院に損害はありません。

したがって、納骨堂をまだ使用していない段階での解除については、平均的な損害は存在しないというべきです。

よって、本件条項は、納骨堂をまだ使用していない段階であっても、支払済みの代金を返金しない点で、平均的な損害の額を超えるものですから、平均的な損害の額を超える部分は、消費者契約法9条1号に抵触し、無効です。

- (4) 以上より、本件条項を消費者契約法9条1号に適合するように（納骨堂をまだ使用していない段階での解除の場合は、支払済みの代金を返金するように）改めるよう申入れをする次第です。

以上